○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号	七尾市千野町ろ七〇番二から同市千野町ろ二三番まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
七尾市千野町ほ二五番一から同市矢田町六号二六番一まで	九・五〇～一〇四・〇七メートル	三・六〇五キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年二月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
七尾市東浜町フ二九番一から同市大泊町藤巻一二番一まで	一二・〇〇～一三四・四三メートル	一・三六六キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年二月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
七尾市大泊町藤巻一二番一から氷見市宇波一七番一まで	一一・三九～一四九・六〇メートル	六・二六二キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年二月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富山県下新川郡入善町上野二八三番から魚津市江口字東城一八七六番二まで	前	一一・八〇～一七・〇〇メートル	七五・五〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一一・八〇～二二・二〇メートル B 七五・五〇～一九・〇〇メートル	A 一三・〇五三キロメートル B 一四・二三三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	黒部市古御堂字畑割三八番一から魚津市江口字東城一八七六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月一日

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	魚津市江口三七番一から同市江口二〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十八日

○中部地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀字平尾名古ノ谷一六五九番一から同町海山区相賀字平尾名古ノ谷一六七三番一まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十七日